



平成 17 年 12 月 19 日

各 位

会社名 小野建株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小野 建  
コード番号 7414 東証第一部・福証  
本社所在地 大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1  
問合せ先 代表取締役専務管理統括本部長 小野哲司  
093-561-0036

### 新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 19 日開催の取締役会において、第三者割当ての方法による第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### < 新株予約権発行の目的 >

当社は鉄鋼流通業者として基本的な戦略である「販売エリアの拡大」と「販売シェアの向上」を積極的に実践し、真のリーディングカンパニーとしてさらなる業容拡大を目指しております。

そのため、今後の東日本エリアでの拠点の充実ならびに国内外における仕入体制の強化および在庫の拡充により、鉄鋼商品市況の変動に対して柔軟かつ機動的な販売体制を推進し、ユーザーニーズへのより一層の迅速な対応の実現が期待されます。

これにより、業界内における競争力を高め、業績の向上をはかってまいります。

本新株予約権の発行は、今後の拠点および在庫の拡充による中長期的な業容の拡大のための待機資金を確保するとともに、資本増強による財務体質の強化を進めることを目的としております。

#### < 本新株予約権の特徴 >

本新株予約権は、行使価額の下限が払込期日における当社株式の終値の 80% に設定されているため、株価下落時における希薄化を抑制する設計となっております。

本新株予約権の発行により、当社といたしましては、第三者割当て方式による低コストでの資金調達機会が得られたこととなります。

また、本新株予約権は以下の性質を有し、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した設計となっており、本新株予約権の発行は資金調達手法として現時点における最良の選択であると考えます。

（ 1 ）新株予約権の行使請求日の直近 3 連続取引日における当社株式の終値の平均値に行使価額

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が修正されるが、払込期日における当社株式の終値の80%が修正後行使価額の下限となるため、権利行使による希薄化を抑制しうる仕組みとなっていること。

- (2) 新株予約権には当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、また、上記コールオプションにより当社は発行価額と同額で消却することができるため、当社は発行額以上の付加金額を支払うことなく、本新株予約権を償還することができること。
- (3) 新株予約権の発行方式は、Merrill Lynch International 1社に対する第三者割当方式であり、同社から第三者へは新株予約権の形態では譲渡されないこと。
- (4) 新株予約権の割当先である Merrill Lynch International は、新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等(注)以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しないこと。

(注) つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

- (5) 行使価額の修正が随時行われることにより、株価上昇時には遅滞なく行使価額が上昇するという当社にとっての利点が期待できること。

## 記

### 1. 本新株予約権の名称

小野建株式会社第1回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)

### 2. 本新株予約権の発行総額

金4,000,000円

### 3. 申込期間

平成18年1月5日

### 4. 払込期日

平成18年1月5日

### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を Merrill Lynch International に割当てる。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は2,000株とする。)、但し、下記第(2)号ないし第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権(第三者割当て)の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の割当株式数、調整後の割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号 但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000 個

8. 各本新株予約権の発行価額

金 4,000 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 2 円）

9. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する場合における株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,910 円とする。

10. 行使価額の修正

第 18 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（同日を含む。）の 3 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、払込期日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（払込期日において終値がない場合には、その直前の終値）の 80% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。上記 3 連続取引日の間に第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 3 連続取引日の株式会社

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日以降又はかかる発行若しくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第19項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権(第三者割当て)の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の行使価額で行使され、又は当初の転換価額で転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合には、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 18 年 1 月 6 日から平成 20 年 1 月 4 日(第 14 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日)までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 4,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 4,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。

## 15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

## 17. 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配)については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは、4 月 1 日に、10 月 1 日から 3 月 31 日までになされたときは、10 月 1 日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。なお、平成 18 年 1 月 6 日から同年 3 月 31 日までの間になされた行使請求についても上記規定を適用する。

## 18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第 12 項記載の行使請求期間中に第 22 項記載の行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 23 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権(第三者割当て)の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 22 項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、単元未満株式（1 単元の株式の数は 100 株）については株券を発行しない。

20. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

第 12 項及び第 14 項記載のとおり、当社取締役会は発行日の翌日以降いつでも本新株予約権の消却を決議することが可能であり、且つ消却される本新株予約権の行使請求期間は消却のための通知がなされた日までに制限されること等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の発行価額を金 4,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 17 年 12 月 19 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

22. 行使請求受付場所

当社 管理統括本部

23. 払込取扱場所

株式会社福岡銀行 小倉支店

24. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の発行総額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

手取概算額 3,791 百万円については、東日本エリアにおける今後の拠点展開に関する設備投資および、在庫拡充に要する運転資金に充当する予定であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今回の新株予約権の行使による資金調達により、今後の業容拡大に大いに貢献すると考えます。

また、自己資本の充実によるさらなる経営基盤の強化をはかることが見込まれます。

なお、本件に伴う今期の業績予想に変更はありません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営環境がめまぐるしく変化するなかで、財務体質の強化による信用力の向上をはかってまいりましたが、今後につきましても内部留保の充実による企業体質の強化をはかりつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的にを行うことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

経営環境の変化等を踏まえ、各営業年度における業績の推移や財務体質強化の観点等を総合的に勘案し配当金額を決定しております。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	72.96 円	78.14 円	196.89 円
1 株当たり年間配当金	20.00 円	25.00 円	45.00 円
実績配当性向	27.41%	31.99%	22.86%
株主資本当期純利益率	5.0%	5.1%	11.9%
株主資本配当率	1.33%	1.61%	2.71%

(注)1. 株主資本利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 17 年 12 月 16 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 13.3%になる見込みであります。

(注)潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び、今回発行する本新株予約権が全て当初の行使価額で権利行使

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	510 円	640 円	1,000 円	1,668 円
高 値	660 円	1,090 円	1,894 円	1,995 円
安 値	495 円	600 円	995 円	1,435 円
終 値	640 円	1,015 円	1,670 円	1,959 円

(注) 1. 平成18年3月期につきましては、平成17年12月16日現在で記載しております。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
株 価 収 益 率	8.8 倍	13.0 倍	8.5 倍
株 主 資 本 利 益 率	5.0%	5.1%	11.9%

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当り当期利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権(第三者割当て)の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 4. 本新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		Merrill Lynch International	
割当新株予約権数		1,000 個	
払込金額		4,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	Merrill Lynch Financial Centre 2 King Edward Street London EC1A 1HQ United Kingdom	
	代表者の氏名	Bob Wigley	
	資本の額	5,771,280,140 米ドル	
	事業の内容	金融・証券業	
	大株主	ML UK Capital Holdings	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等		該当事項なし。
	人的関係等		該当事項なし。

(注) 割当予定先内容及び当社との関係の欄は、平成 17 年 10 月 31 日現在のものです。

#### 5. 新株予約権発行の日程

平成 17 年 12 月 19 日	新株予約権取締役会発行決議
平成 17 年 12 月 19 日	有価証券届出書提出日
平成 17 年 12 月 20 日	法定公告
平成 17 年 12 月 27 日	有価証券届出書効力発生予定日
平成 18 年 1 月 5 日	申込期日
平成 18 年 1 月 5 日	払込期日
平成 18 年 1 月 6 日	新株予約権行使開始日

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。